

広島県聴覚障害者センター

施設のご利用に当たっての注意事項

- 1 聴覚障害者センター内の会議室等については、聴覚障害者センターの設置目的に合致する会議、研修会、交流会などにおいてご利用いただけます。
- 2 会議室等の利用を希望する方は、利用許可申請書を提出する前に、まず、センターの担当者に会議室等の空き状況を確認してください。

《ご利用可能な施設》

部屋の名称	定員	附属設備
研修室兼会議室 (101.8 m ²)	60 人	赤外線補聴システム (専用レシーバー20 台)、 スクリーン、ホワイトボード ワイヤレスアンプ (マイク 2 本)
交流スペース (96.6 m ²)	50 人	スクリーン、ホワイトボード、テレビ ワイヤレスアンプ (マイク 2 本)、DVD プレーヤー ビデオプレーヤー、アイ・ドラゴン4
相談室 2 (8 m ²)	6 人	長机 2 いす 6
多目的室 (14 m ²)	10 人	会議のみ使用可
制作室 (20 m ²)	15 人	飲食はご遠慮ください

《貸出し可能な機材は別途様式があります。》

《問い合わせ先》

電話：082-254-0085 FAX：082-254-0087 メール：minami@hiro-chokaku.jp

- 3 FAX で申請書を送信する場合は、必ず電話又はメールで着信確認を行ってください。確認が取れ次第、申し込み完了となります。センター窓口で申請書を提出する場合は、担当者が受け取り確認次第、申し込み完了となります。
- 4 次の事項に該当するときは、利用許可できませんのであらかじめご注意ください。
 - ①公序良俗を害するおそれがあるとき。
 - ②施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ③集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
 - ④管理上支障があるとき。
 - ⑤その他施設長が不相当と認めるとき。
- 5 使用者の不注意により故障した場合はセンターに連絡し修理代をご負担ください。

2020年7月改定